

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、上場企業として社会的使命と責任を果たすため、経営基盤を充実し、尚且つ高い倫理観を保持し、経営の透明性を一層高めることで、信頼される企業を目指してまいります。

また、当社は経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えておらず、定時取締役会(月1回開催)、臨時取締役会(必要に応じて随時開催)のほか、常勤取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員による社内役員会(週1回開催)、チームマネージャー職以上で構成されるTOP会議(週1回開催)の開催により、多方面からの情報共有に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2④】

当社は、現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえ、株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1②】

当社は、中期計画を策定しておりますが、中期ビジョンを掲げることで株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めています。中期の利益計画については開示しておりませんが、今後も開示の有無について検討いたします。

【補充原則4-10①】

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。当社の独立社外取締役は2名であるため、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。しかし、経営陣幹部・取締役の指名・報酬の決定については、代表取締役会長及び代表取締役社長が独立社外取締役と十分な意見交換を実施しております。なお、今後もより一層の関与・助言を得る仕組みを必要に応じて検討してまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、各利益等の目標値を設定しておりますが、現段階では公表しておりません。今後は、策定した中期経営計画の開示に向けて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との継続的かつ安定的で良好な取引関係の維持・強化につながる政策保有株式を保有します。ただし、リターンとリスク等を踏まえた中・長期的な観点から定期的に検証し、必要性が認められなくなった場合には売却を進めます。当該株式については、毎年、取締役会において保有目的や合理性を検証し、見直しを図ります。

議決権行使については、すべての議案に対して、原則、賛成行使しますが、株主価値の毀損につながる議案については個別に精査いたします。

なお、議決権行使は、当該会社の状況や当社との関係維持・強化などを総合的に判断するため、外形的な基準を設けておりません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が役員及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当該関連当事者間の取引が当社や当社の株主共同の利益を害することのないよう、予め取締役会等による承認を要するものとしております。

また、全ての役員に対して、年1回、関連当事者間の取引の有無について取引調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社の情報開示の充実については、以下の通りとなっております。

(i) 経営理念等を当社ホームページに掲載しております。

(ii) 本報告書「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

(iii) 取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役それぞれの報酬総額の範囲内で決定しております。取締役の報酬等は、当社の内規に基づいて取締役会にて決定しております。

(iv) 取締役候補の指名を行うに当たっては、下記(1)~(3)を総合的に判断しております。また、独立社外役員の独立性については、金融商品取引所が定める独立性の基準に基づき、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。

なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(1) 取締役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(2) 監査等委員候補の選定について

当社の経営理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について

社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点で、取締役会への助言及び各取締役の業務執行の監督を行う役割を期待しており、社外監査等委員には取締役会へ出席し、取締役の業務執行を客観的な立場から監督するとともに、公正な視点での意見の形成・表明を行う役割を期待し、総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(v)取締役の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1①】

当社は、職務権限規程及び職務権限表に基づき、取締役会、代表取締役会長、代表取締役社長、担当役員、事業部長・チームマネージャー等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議、決議しております。

取締役会は、それぞれの決定事項の整合性の維持を監督しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。当社の独立社外取締役は、必要に応じて代表取締役会長及び代表取締役社長並びに取締役に説明や改善を求めるなど、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、金融商品取引所が定める独立性の基準を基本とし、当社の基準に基づき、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提に独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11①】

当社は、取締役会において、実質的で有効な議論を行うためには、取締役7名程度が適正と考えております。

現在は社内取締役4名、監査等委員たる社外取締役3名（うち独立社外取締役2名）であり、社内取締役は豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者、監査等委員たる取締役は公認会計士及び税理士、会社経営者で構成されております。

また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、監査等委員である取締役が事前に検討の上、取締役会にて決定しております。

【補充原則4-11②】

当社の社外取締役3名のうち2名は他の会社の役員を兼任しておりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の監査等委員の業務に振り向けているものと考えており、当社以外の上場会社を兼務する場合は合理的な範囲内にとどめるよう努めております。

また、社内取締役及び常勤監査等委員は他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役及び常勤監査等委員の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書において開示を行っております。

【補充原則4-11③】

当社は、取締役会全体の実効性について以下の通り対応をしております。

(1)原則1回/月開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しております。平成29年5月期における取締役会は全16回開催しており、取締役の出席率はほぼ100%となっております。このように取締役会全体の実効性の確保に取り組んでおります。

(2)取締役会審議に必要な資料を予め配布あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。

(3)店舗運営、営業、財務、会計部門等の様々な経験を持つ取締役及び高い見識を持つ社外取締役により、経営課題を多角的な視点から検討しております。

(4)企業価値向上に資するための戦略的な議論を行うべく、適宜、取締役会で審議・決議すべき事項を見直しております。

(5)審議・決議した案件を、取締役会議事録として記録・保管しております。

(6)取締役会の実効性について分析・評価・開示を検討してまいります。

【補充原則4-14②】

当社は、取締役・監査役のトレーニングについて以下の通り対応しております。

(1)取締役に対しては、円滑かつ適切な職務執行に資するため、経営陣幹部より、会社の事業・財務・組織に関する説明や店舗の視察に加え、業界動向の情報提供等を行っております。

(2)当社は会計・税務等の専門知識を有する社外役員が在任しており、取締役会等において当該役員により、適宜、法令や関連知識の教示を行っております。

(3)当社は取締役に対して社外講習会への参加や東京証券取引所が提供する上場会社向けeラーニングの受講等を促しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、管理チーム総務グループをIR担当部署とし、株主からの対話の依頼に対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応しております。

代表取締役会長が、株主や機関投資家に対して、決算説明会を年に2回開催しております。なお、説明会に参加できない株主や投資家に対しては、当社のホームページにその決算説明会資料及び動画を掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社AM	285,000	14.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	203,200	10.40
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	71,900	3.68
伊藤忠食品株式会社	64,000	3.27
鬼頭 洋介	61,800	3.16
アイケイ取引先持株会	59,800	3.06

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	53,500	2.74
飯田 裕	48,500	2.48
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	38,900	1.99
Deutsche Bank AG London 610	33,000	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	5月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
近藤さきえ	他の会社の出身者									△	
高野 浩	他の会社の出身者									△	
櫻井由美子	公認会計士									△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤さきえ	○	○	近藤さきえ氏は公認会計士であり、栄監査法人に入所していた際、過去において監査の補助者として当社の監査に携わっておりました。なお、当社取締役就任以降において、栄監査法人との間に関係性はありません。	会計に関する知識並びに会計監査の経験等が豊富であります。当社との間に人的関係・資本的関係ではなく、一般株主との利益相反の生じる恐れが無い独立性を有する社外取締役としての職務を適切に執行できると判断し、選定しております。
高野 浩	○		高野 浩氏は株式会社ファインド・ニュースの代表取締役社長、及び合同会社PLANTSの代表社員であります。当社は株式会社ファインド・ニュースから商品の仕入を行っておりました。	経営者として自ら会社を設立後、長年にわたり代表取締役社長として経営に携わってこられたことから幅広い見識を有しております。これらの見識を当社の経営に活かして頂くとともに経営を監視・監督することを期待し、選定しております。

櫻井由美子



櫻井由美子氏は公認会計士及び税理士であり、過去において当社の顧問税理士として税務指導を受け、一般的な税理士報酬の支払いがありました。

会計及び税務に関する知識並びに社外取締役及び社外監査役の経験等により、当社においても経営の監視や適切な助言をいただいております。また、当社との間に人的関係・資本的関係ではなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、選定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施するため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員と会計監査人(栄監査法人)及び内部監査室は期中監査、四半期監査、期末監査を通じて相互に会計監査及び業務監査等の情報交換を行うことにより、円滑な業務監査が実施されております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績運動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行取締役の賞与を利益運動給与と位置づけており、当社個別の税引前当期純利益(利益運動給与を損金経理する前の)の9%を利益運動給与の原資としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

平成28年5月期については、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び社外役員の区分によりそれぞれの合計額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の内規に基づいて取締役会にて取締役報酬を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外取締役に対しましては付議議案に係る資料の事前配布もしくは事前説明を行っております。また、毎週1回開催される常勤取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員による社内役員会資料についても報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は定期取締役会(月1回開催)、臨時取締役会(必要に応じて随時開催)のほか、常勤取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員による社内役員会(週1回開催)を開催し、経営上の重要事項を付議しているほか、業務の進捗状況についても議論し対策などを検討しております。

また、チームマネージャー職以上で構成されるTOP会議(週1回開催)の開催により、社内情報の共有と職務執行の監視をしております。監査の状況といたしましては、公認会計士監査は栄監査法人に依頼しており、代表社員2名の公認会計士が監査を行っているほか、補助者として公認会計士4名が監査業務にあたっております。法律事務所とは顧問契約を締結しており、適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は社外取締役3名を含む7名で構成されております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項や経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を相互監視する機関と位置付け月1回開催しているほか、常勤取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員による社内役員会(週1回開催)を開催し、経営上の重要事項及び業務の進捗状況について議論し対策などを検討しております。また、チームマネージャー職以上で構成されるTOP会議(週1回開催)の開催により、社内情報の共有と職務執行の状況並びに法令順守等を監視しております。このような経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化に有効に機能していると判断したためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送は、1日でも早く発送することを目標としております。
集中日を回避した株主総会の設定	1人でも多くの株主さんに株主総会に参加して頂けるよう集中日より1週間程度早い日程で株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1月(第2四半期決算)及び7月(本決算)に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.ai-kei.co.jp)に決算説明会の模様を動画で配信しているほか、決算短信資料、適時開示資料等についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、IRに関する専任部署、選任者は設けておりません。管理チーム総務グループでIRに関する業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、Businessと地球環境の両立を目指した事業活動を行っており、会社周辺道路等の掃除等を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に準じて、内部統制システムに関する基本的な考え方について、当社取締役会は以下のとおり決議しております。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社は、毎月1回開催の定時取締役会のほか、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員を構成員とする社内役員会を毎週1回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行うことにより監督機能の向上に努める。

イ. 当社グループは、法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業信頼方針」、「倫理行動規範」を定め、周知徹底を図るほか、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を当社の経営会議であるTOP会議内に設置し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の維持・向上を図る。さらに「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見を図る。

ウ. 当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 「文書管理規程」の定めるところにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

イ. 取締役は必要に応じ、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「リスク管理規程」を制定し、各部門にリスク管理の責任者を配置することで部門ごとの自主的なリスク管理を行う。

イ. 緊急事態発生時は「危機管理マニュアル」に従い、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに防止策を講じる。

ウ. 当社グループは、各社の相互提携のもと当社グループ全体のリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

ア. 当社グループは、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員を構成員とする社内役員会を毎週1回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての報告・審議・決定等を機動的に行う。

イ. 全社的経営目標を達成するため、常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員、事業部長及び各チームの責任者であるチームマネージャーを構成員とする収益管理会議を毎月1回開催する。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点等を当社取締役会に報告する。

イ. 当社の内部監査室において、必要に応じてグループ各社の監査を実施し、関係部署に報告する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項とその社員の取締役からの独立性に関する事項及びその社員に対する指示の実効性確保に関する事項

ア. 当社は、監査等委員会を補助する社員は配置していませんが、監査等委員会から要請を受けた場合には、監査等委員会との協議により配置する。

イ. 監査等委員の職務を補助すべき社員の任命等における人事権に係わる決定は、監査等委員会の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保する。

ウ. 監査等委員より監査業務に必要な指示を受けた社員は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

7. 取締役及び社員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア. 取締役は、取締役会、社内役員会等において、その担当する業務の執行状況について報告を行なう。

イ. 監査等委員は、取締役会、社内役員会、その他重要な会議に出席するほか、業務執行に係る文書を閲覧し、取締役又は社員に説明を求めることができる。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

ア. 取締役及び社員は当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項について、監査等委員に速やかに報告する。また、監査等委員は必要に応じて取締役及び社員に対し報告を求めることができる。

イ. 監査等委員及び監査等委員会は代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的又は必要に応じて意見交換を行う。

10. 監査等委員へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び社員に対し、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断するための取り組みを推進し、その実効性の確保に努めるため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

1. 当社は、反社会勢力の不当要求に対応する社員及び役員の安全を確保します。

2. 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

3. 当社は、反社会的勢力による不当要求には断固として拒絶し、毅然として法的対応を行います。

4. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力追放団体、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

5. 当社は、反社会的勢力に対し、利益供与や裏取引を行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

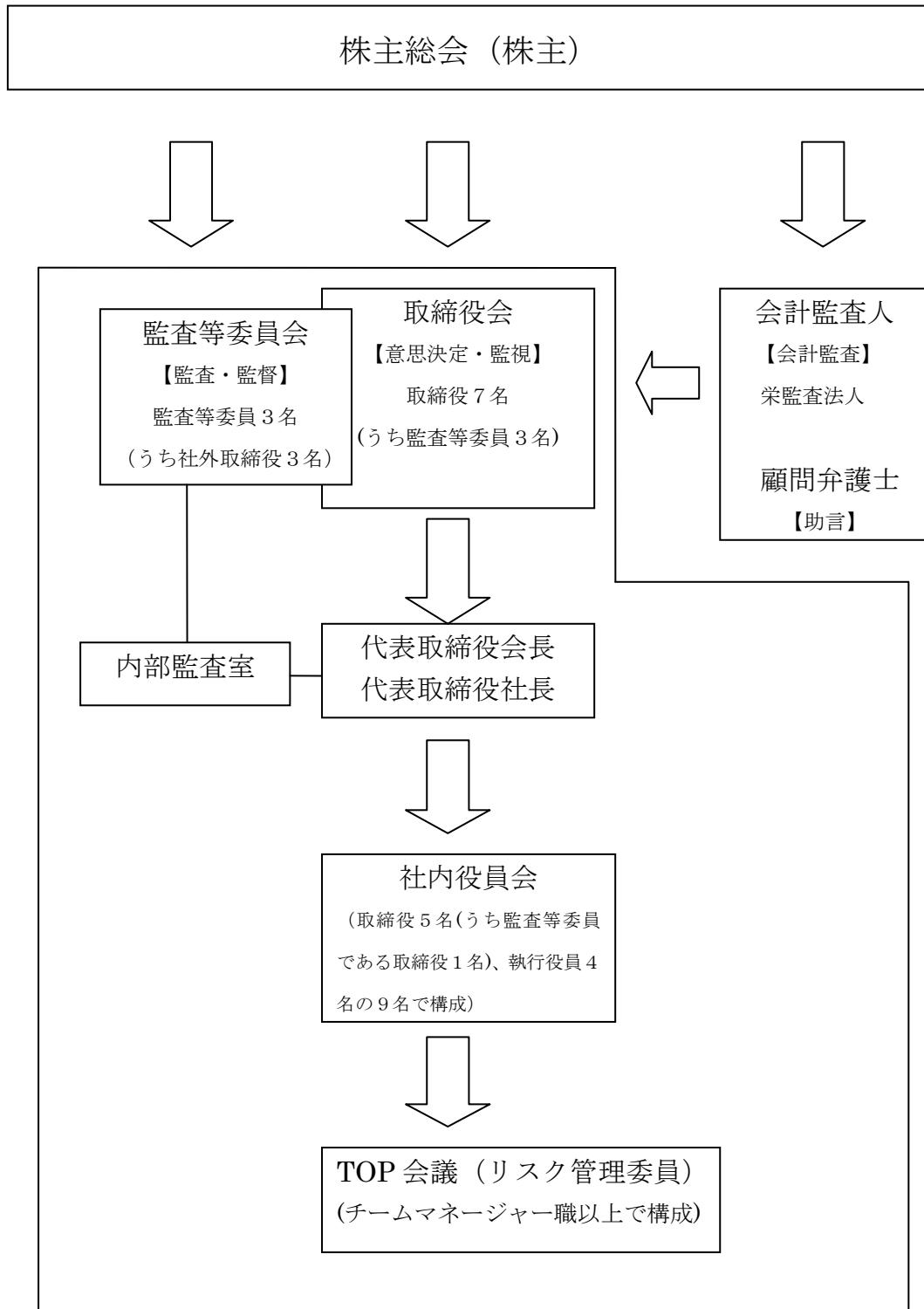
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<コーポレート・ガバナンス体制>



＜適時開示体制の概要＞

